

## 岐阜県知事への「関西電力高浜原子力発電所1・2号機及び美浜原子力発電所3号機の運転再開に関する申し入れ」に対する回答

2022.08.25 岐阜県原子力防災室 桂川室長より電話にて

### 申し入れ事項1：岐阜県として、説明会を開催してください。

岐阜県では、これまでに上記の原発再稼働に関する説明会が行われておらず、岐阜県民にはほとんど知らされていません。是非、岐阜県として、公正・公平な立場での説明会を開催して下さい。

#### 回答

原発は安全が最優先であり、安全対策が万全であることが大前提であると考えております。また、原発の再稼働は国（原子力規制委員会）が必要な審査を行い、かつ電力事業者が十分な安全対策を実施した上でなされるものと承知しております。このため、県では国に対して原発の安全性やエネルギー政策上の必要性を、国民に丁寧に説明するよう求めております。

尚、県では専門家等で構成する岐阜県防災会議原子力専門部会において、原子力規制委員会が美浜発電所3号機の再稼働に関する審査を行い、関西電力が安全対策工事を行ったこと並びに美浜発電所の再稼働とその後の状況について、公開の場で確認しており、結果は県のホームページに掲載しております。

また、災害対策基本法の規定では、一義的には住民保護のための防災業務を実施する責務を有するのは、市町村とされており、住民避難やその計画の策定については市町村が担うとされているところです。

一方、県は災害対策基本法の規定により、市町村の防災業務等の実施を助け、その総合調整を行うものとされております。このため基本的には市町村から県に対し協力依頼があった際、支援を行うものであり、説明会の開催においても、これと同様に考えております。

### 申し入れ事項2：具体的な避難計画が示され県民の納得が得られないうちは、老朽原発再稼働を容認しないことを表明してください。

#### 回答

県では、岐阜県防災会議原子力専門部会での議論をふまえ、平成26年2月に原子力災害にかかる岐阜県市町村広域避難方針を策定しており、県や県内市町村の役割、広域避難が必要となった場合の市町村ごとの受け入れ先等を定めております。

一方、市町村ではUPZ（緊急防護措置を準備する区域）に含まれる揖斐川町その他、平成24年度に実施した県の放射性物質拡散シュミレーションによって国の避難（一時移転等）基準以上の数値となる可能性が示された二つの市と町においても、原子力災害避難計画を策定済です。